

第2章 基本的事項

本章では、策定の趣旨や位置付け、目指す姿など構想の基本的な事項についてご紹介します。

1 策定の趣旨

人口減少やグローバル化といった日本を取り巻く環境の中で、我が国、そして地方が将来にわたって発展していくためには、研究、開発、教育及び文化といった知的財産を生み出す創造的な活動 ― 知的活動を活発化させ、それらによって生み出される知的資源の集積とともに、その質の向上も図っていくことが重要となっています。

佐賀県では、平成21年3月に「佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例（平成21年佐賀県条例第7号（以下「条例」という。）」を制定・公布し、県の責務や、市町や大学、事業者そして県民の皆さんが果たすべき役割や方針を明らかにして、経済、文化その他あらゆる分野における知的活動の取組を推進することを示しました。

また、条例に基づく基本構想として平成22年3月に「佐賀県知的財産戦略～知の郷さがを共に創るために～」を策定し、目標年度を平成28年度と定め、具体的取組については、別途アクションプランを策定し、取組状況や効果を毎年度検証しながら取り組んできたところです。

この間、県では、チャレンジする事業者の新製品・新技術開発の支援や、県産品の販路拡大などに取り組む一方、佐賀の良さを県内外に発信し、佐賀県の良いイメージを高めるため、情報発信による地方創生プロジェクト「サガプライズ！」や、県内の優れた産業や文化などを発信するさまざまな「佐賀さいこう！」の取組など、佐賀の魅力の情報発信にも重点的に取り組んできました。

また、世界や国内の動きをみると、「三重津海軍所跡」のユネスコ世界文化遺産登録（「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の23の構成資産のひとつ）や「唐津くんち」のユネスコ無形文化遺産登録（「山・鉦・屋台行事」の33件の祭礼行事のひとつ）、有田・伊万里、唐津などをエリアとする「日本磁器のふるさと 肥前」の日本遺産認定など、佐賀県の歴史が培ってきた文化が日本、そして世界で認められています。

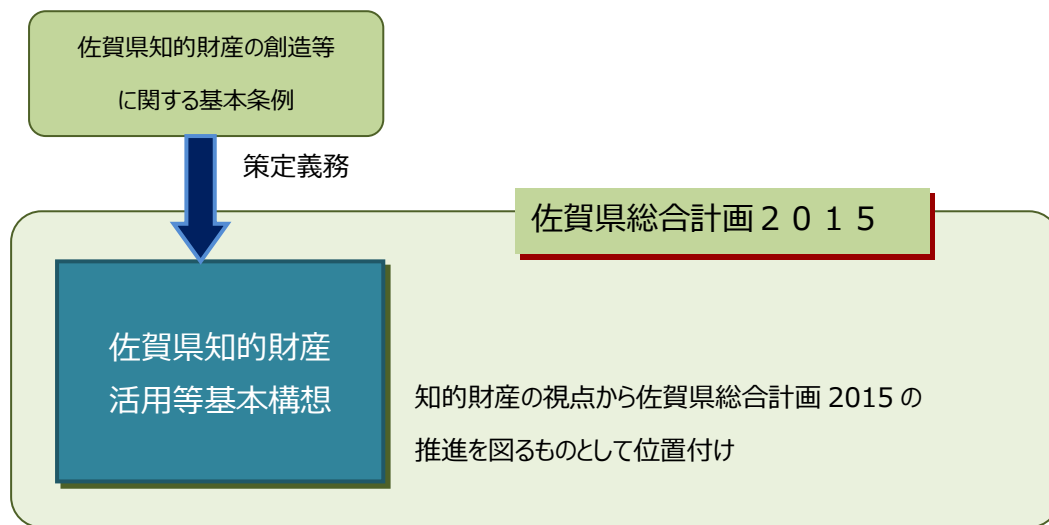
こうした取組により佐賀県のブランド力は着実に上昇しているところですが、今後、さらなる良好なイメージの向上を図り、佐賀が将来にわたって活性化していくためには、引き続き不断の取組が不可欠となります。

2期目となる今回は、「佐賀県知的財産活用等基本構想～“世界に誇れる佐賀づくり”に向けて～」としてリニューアルし、県政の基本方針を示した「－佐賀県総合計画 2015－人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプラン」（以下「佐賀県総合計画」という。）との整合を図りながら、佐賀が誇る「ワザ・モノ・コト」といった知的財産の活用や創造等の取組をさらに展開していくための基本構想として策定しています。

本構想では、特許権や商標権、著作権などといったいわゆる「知的財産権」に限らず、産業界はもちろん、県民一人ひとりが持てる力を遺憾なく発揮し、発明やコンテンツ、地域ブランドなどの知的資源を生み、守り、活かすことで「世界に誇れる佐賀づくり」を進めていきます。

2 位置付け

条例第4条第2項の規定に基づき、佐賀県における知的財産の創造、保護及び活用を推進するための基本構想（具体的な施策）をまとめたものになります。



3 構想の期間

佐賀県総合計画との整合を図り、平成30年度までの2年間とします。

4 構想の見直し

社会経済情勢の変化等に的確に対応していくため、佐賀県総合計画との整合を図りながら、適宜、見直しを行います。

5 知的活動の推進の基本的な柱

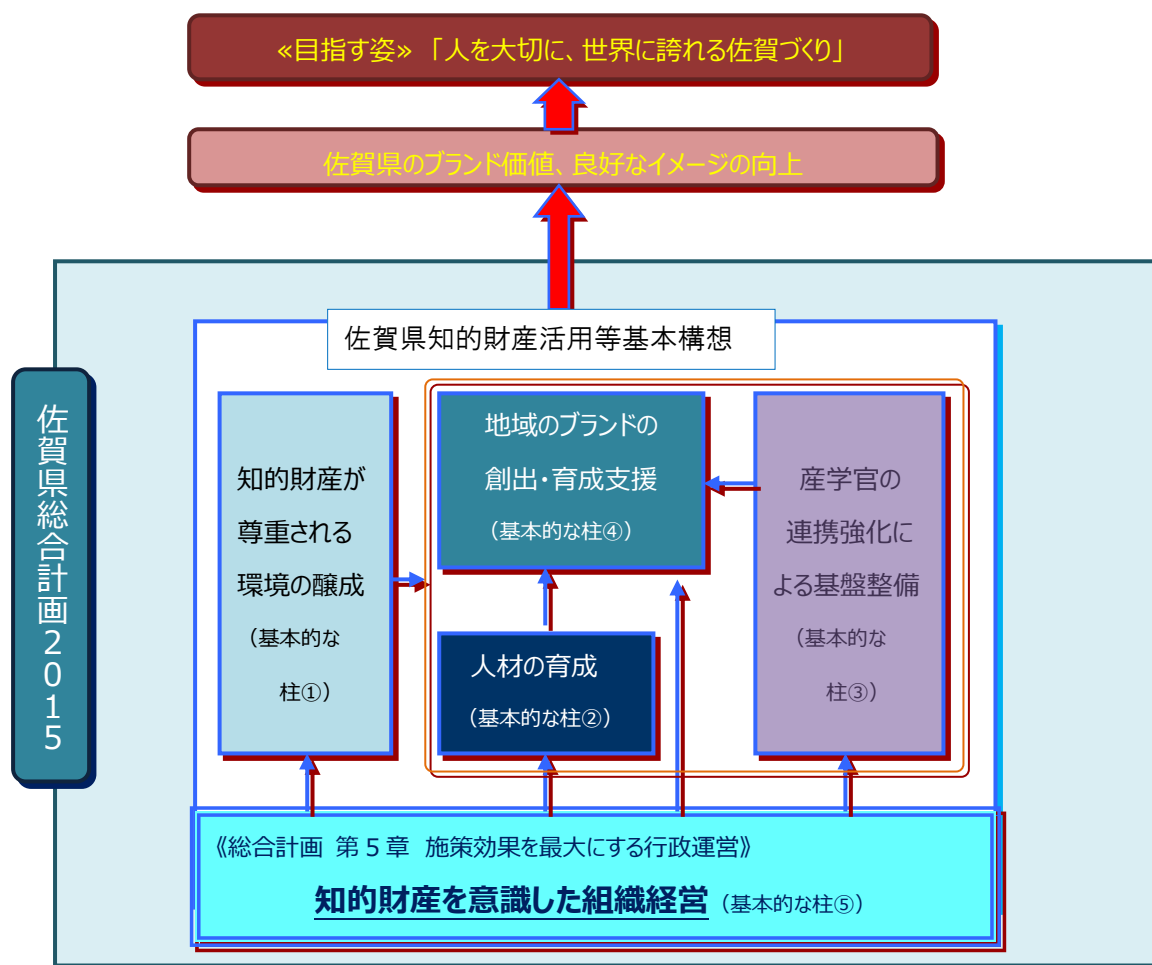
条例第4条には、「県の責務」として5つの項目を挙げています。それは、今回の方針においても基本的な柱として掲げられ、それをベースにさまざまな施策を取り組んでいくこととしています（詳細は次章で紹介します）。

- (1) 知的財産が尊重される環境の醸成（条例第4条第1号）
- (2) 人材の育成（条例第4条第2号）
- (3) 産学官の連携強化による基盤整備（条例第4条第3号）
- (4) 地域のブランドの創出・育成支援（条例第4条第4号）
- (5) 知的財産を意識した組織経営（条例第4条第5号）

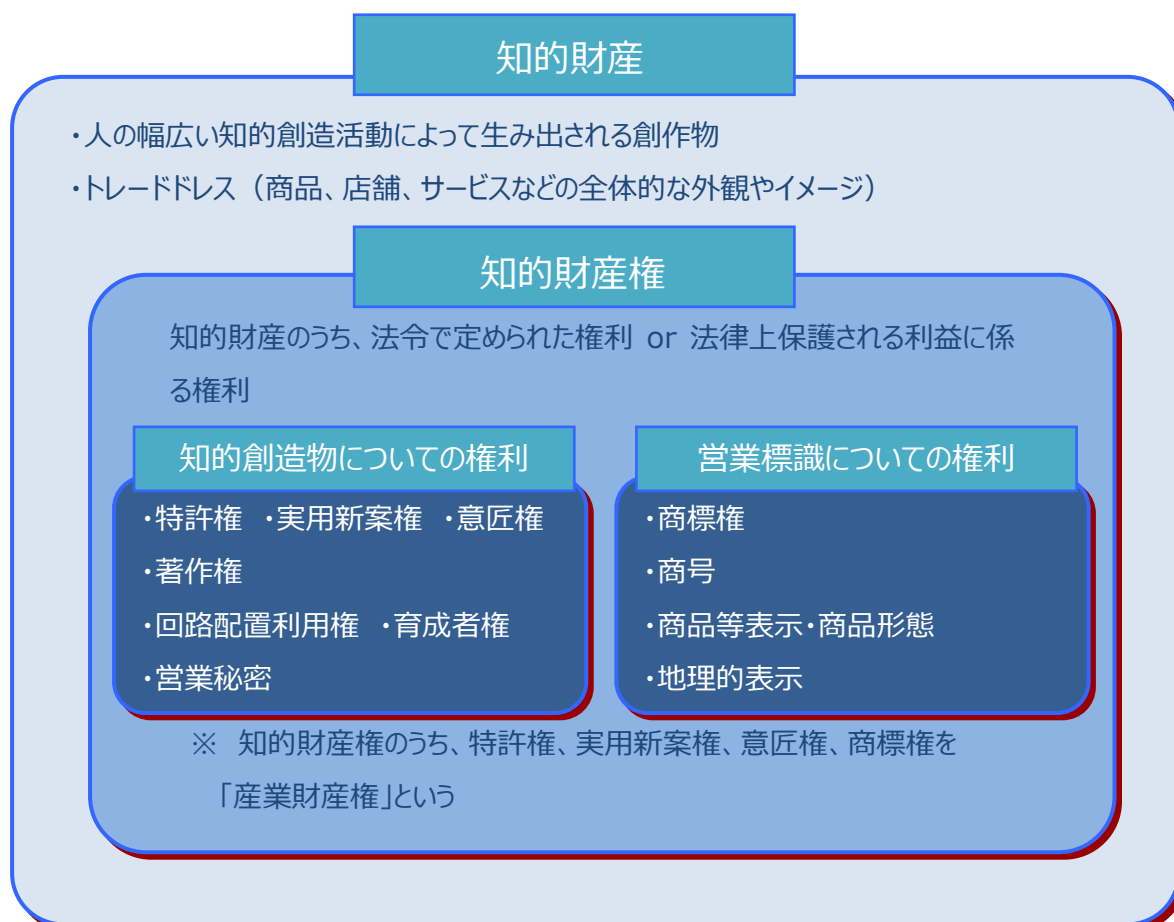
6 目指す姿

本構想は、知的財産の視点から佐賀県総合計画の推進を図るものとして位置付けられます。

本構想の推進により、県内外から見た佐賀県のブランド価値や良好なイメージの向上を図り、それを通じて佐賀県総合計画の基本理念である「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を目指します。



【参考】「知的財産」と「知的財産権」



【コラム】SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）と著作権

写真や動画、文章などのコンテンツには、法的な手続きを経ることなく自ずと著作権が発生します。

具体的な事例を挙げると、Facebook や Twitter、Instagram などといった SNS やブログに掲載されている文章や写真、動画などにも著作権が存在します（創作性があるものに限りです）。したがって、他者の作成したコンテンツを無断で自分のものであるかのように使用することはできません。

著作権法では「引用」が認められていますが、その場合、①自らの著作が「主」で引用が「従」であること、②引用の程度（引用する必然性と必要最小限の引用）、③明確な区別（引用部分に「」を付すなど）、④出所、著作者名の明記、⑤原文のまま引用、といった条件があるので注意が必要です。